

最高裁秘書第2735号

令和3年9月9日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

8月2日付で最高裁判所が下記の司法行政文書を不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

裁判所内の公募に対し、裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の原案を提出した最高裁職員の氏名が書いてある文書

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第2879号

令和3年9月15日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

裁判所内の公募に対し、裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の原案を提出した最高裁職員の氏名が書いてある文書

2 苦情の申出がされた日

令和3年8月10日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）謝問第30号

(2) 謝問日

令和3年9月9日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第2880号

令和3年9月15日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第30号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年9月9日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村 慎



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、特定のツイッターアカウントに投稿されたツイートの内容によれば、本件対象文書は存在するといえる旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

裁判所内の公募に対し、裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の原案を提出した最高裁職員の氏名が書いてある文書

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、8月2日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の作成に当たっては、裁判所内での原案の公募は実施していないため、本件開示申出に係る文書は作成又は取得していない。

(2) なお、苦情申出人は、特定のツイッターアカウントに投稿されたツイートの内容によれば、本件開示申出に係る文書が存在する旨主張するが、当該ツイートの投稿は裁判所が行ったものではない。当該ツイートがどのような根拠に基づいて行われたものであるかは不明であるが、裁判所採用情報ナビゲーター「さいたん」の作成に当たって、裁判所内で原案の公募を実施していないのは、

前述のとおりである。

(3) よって、原判断は相当である。